

ID: 46

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	村田町公民館条例 第11条		
例規番号	昭和41年条例第71号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条の規定による。 (造作等の制限)</p> <p>第11条 使用者は、公民館を使用し、若しくは利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日